

# 宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月2日(月) 午前8時30分から午前9時7分

2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室

3. 出席委員 42(名)

会長 9番 小清水 千明  
会長職務代理者 24番 山本 一也

農業委員

2番	赤松 利彦
3番	今西 功尚
4番	上田 一徳
7番	黒田 義人
8番	河野 順子
10番	末光 亨
11番	清家 儀三郎
12番	竹葉 邦政
13番	谷本 宏明
14番	玉木 邦英
15番	土居 喜三郎
16番	冨永 文夫
18番	藤岡 功
19番	松本 武雄
20番	三好 春樹
21番	薬師寺 悦子
22番	安並 繁行
25番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1番	赤松 利秋	2番	井上 和久
3番	氏原 邦弘	4番	梶原 茂夫
5番	河野 勇一郎	6番	佐々木 新仁
7番	滝澤 宇佐夫	8番	瀧水 朝男
9番	土居 和宏	10番	中尾 美千代
11番	中村 満永	12番	西村 守
13番	萩森 役義	14番	畠山 幸男
15番	平山 喜代重	16番	廣見 正信
17番	細川 一男	18番	宮口 卓士
19番	森 松実	20番	山本 豊紀
23番	渡邊 鉄雄		

4. 欠席委員 5(名)

農業委員

1番	赤松 俊雄	5番	大島 博雅
6番	大塚 武司		

最適化推進委員

22番	和田 恵子	21番	吉見 一弥
-----	-------	-----	-------

## 5. 議事日程

議事録署名委員の指名

10番 末光 亨                      11番 清家 儀三郎

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約  
通知について  
報告第3号 諸証明について  
(令和5年8月16日～令和5年9月15日までの事務局処理事案)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について  
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市  
農用地利用集積計画(案)の決定について  
議案第4号 農地中間管理事業の推進にかかる法律第19条第3項の規定による  
農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について  
議案第5号 宇和島市農業委員会運営委員会に関する規程の一部改正について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	中島 慶和
農地係長	山下 佳彦	主事	入川 大希
一般事務	山本 真由実		

## 7. 産業経済部職員

農林課長 岩見 藤三郎

## 8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるかマナーモード等への切替をお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員21名、農地利用最適化推進委員21名であります。  
定足数に達しておりますので、只今より令和5年10月総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

会長挨拶。

欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、赤松俊雄委員、大島委員、大塚委員、和田委員、吉見委員が所用のため欠席です。以上でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に末光委員、清家委員を指名いたします。

まず、報告第1号から第3号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼します。

説明の前に、議案の一部訂正がございます。総会議案6ページをお開きください。議案6ページ目、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について下記のとおり付議する。となっておりますが、正しくは議案第2号でございます。修正をお願いします。

訂正は以上でございます。

(報告第1号から第3号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

どなたかご質問はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書4ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、今月は14件の申請でございます。

申請の詳細、担当委員につきましては議案書4ページから5ページに記載しておりますので、確認をお願いします。

事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

#### 《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

#### 《廣見委員》

55番、56番について説明をいたします。◇◇◇◇である◇◇◇◇さん、遠方で耕作が不便なため耕作者を探しておりましたところ、地元の◇◇◇◇さんとお話がまとまり、所有権移転となりました。◇◇◇◇さんは地元のリーダー的存在でもあり、農業に真面目に取り組んでおられ、何ら問題ないと思われます。56番について説明します。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇で耕作が不便であり耕作者を探しておりましたところ、◇◇◇◇さんと話がまとまり、所有権移転ということになりました。◇◇◇◇さん、新規耕作者であります野菜作りに意欲を示されており、地元との交流もふれあいの場としても、取り組みたいと考えておられます。放置田畑が増えている現在、少しでも放置田畑が減るということは良いことだと思われます。

#### 《松本委員》

57番、58番について説明させていただきます。57番は相続人、お父さんが亡くなられて◇◇◇◇さんが相続されたんですが、◇◇◇◇で遠隔地であり耕作ができないので、耕作される方を募っておりましたところ、ちょうど近くの◇◇◇◇さんが管理しようということで話がまとまりました。何ら問題ないと思います。続いて58番ですが、◇◇◇◇さんは85歳、高齢になりまして、誰か作ってもらいたいというふうなことで探しておりましたところ、ちょうど地区内の◇◇◇◇さんがハウスをして野菜を作ろうということで話がまとまり、譲渡となりました。何ら問題はないと思います。

#### 《中村委員》

59番について説明いたします。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇に住んでいるため畑を作れないということで、畑の隣に住んでおります◇◇◇◇さんに話をしたところ、◇◇◇◇さんも家庭菜園をしたいということで、所有権移転の話がまとまったそうです。問題ないと思います。

#### 《滝澤委員》

60番、61番について説明をいたします。◇◇◇◇さんは早くから農業されておらず、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんとは◇◇◇◇でございます、早くから◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんは耕作をしておいて、今回、所有権の移転ということになりました。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんは非常に熱心に親子で耕作をしておいて、何ら問題

ないと考えております。

《赤松利彦委員》

62番、◇◇◇◇さんの所有権移転、◇◇◇◇であります。問題ないと思います。63番、◇◇◇◇さん、使用貸借権設定、◇◇◇◇さんは◇◇◇◇にあたります。問題ないと思います。

《井上委員》

はい、失礼いたします。64番、65番についてご説明いたします。従来でありましたら、農地を新規取得するためには五反以上農地を持ってないと駄目だったんですが、今年の4月で法律変わりました、4月1日から制限がなくなりました。このような形で、皆さんも見たことないと思いますが、新規耕作という形で、従来の農業ではない、家庭菜園的なものが農地を取得した場合には、新規耕作というふうに表記するそうでございます。当然新規就農の方もおられますけれども、これはこの2つの議案に相当いたします。

まず64番は、◇◇◇◇さんに、これ◇◇◇◇ですかね。高齢で、所有権を移転するというのでございます。◇◇◇◇ですね、はい。農地の方は高串の方のにございます。65番の◇◇◇◇さんが、これ、◇◇◇◇さんに新規耕作をしてもらうために所有権移転をするという、今年から出たような新規耕作という議案2件でございます。以上です。

《山本一也委員》

66番について説明します。◇◇◇◇さんは夫婦で柑橘経営をして、熱心に耕作されています。そして経営拡大のため、そして◇◇◇◇さんは高齢による経営縮小のために所有権移転という運びになりました。

《梶原委員》

失礼します。67番について説明をします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは◇◇◇◇であります。◇◇◇◇さんは耕作しておられず、実際のところ、◇◇◇◇さんがずっと管理しておられました。これからも◇◇◇◇さんが管理される、耕作されるということで、所有権移転するということになりました。何ら問題ありません。

《富永委員》

68番について説明します。この方は新規就農で、29日にですね、園地に会長はじめ事務局の方と同行して新規就農に対する現地調査の説明会をしました。◇◇◇◇さんについては、地元でアルバイトで以前から就農されていたそうです。◇◇◇◇さんの方からの依頼で畑を借りた訳なんです。現在、ナスビとポット植えて野菜を栽培するそうです。これも相手方の要望で賃貸借するようになりました。ほとんど、この地元に、この近くで作業していたため地元の人との交流もあるんで、問題はないかと思っております。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。  
どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）に基づき、山口委員の退席を求めます。

お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。山口委員の入室を認めます。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題いたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書6ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、今月の申請は駐車場が2件、露天駐車場等が1件、自己住宅が1件、駐車場敷地が1件の申請でございます。

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。7ページから8ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましてはお手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《梶原委員》

失礼します、16番について説明いたします。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが譲り受けて、自社の駐車場にするという申請です。この案件については、先月29日、会長はじめ関係者と共に現地調査を行っております。この土地を転用することによって周囲に被害はなく、問題ないと思います。

《廣見委員》

17番、18番、19番について説明をいたします。この3件につきましては、9月29日、小清水会長、事務局、関係者等で現地確認に参りました。17番について説明いたします。◇◇◇◇さんは現在借家住まいであり、家族が増えて手狭になりましたから自己住宅を計画をし、親である◇◇◇◇さんの土地を使用貸借権を設定して造成して自己住宅を建設することとなりました。近隣に何の障害もなく、大丈夫だと思われま

す。18番について説明をいたします。◇◇◇◇さん経営の◇◇◇◇株式会社が事業拡大に伴い、津島町地区に駐車場が必要となり探しておりましたところ、◇◇◇◇さんと話がまとまり、所有権移転となりました。園地を造成して駐車場のみに使用するというので、何も問題ないと思われま

す。19番について説明いたします。◇◇◇◇さんが物流の品質向上、輸送コストの効率化及び地域の雇用促進のため土地を探しておりましたところ、◇◇◇◇さんほか3名の方との話がまとまり、所有権移転となりました。造成工事をして大型冷蔵庫を置き洗車場を作るということでありましたので、そのために、大型合併浄化槽を設置して、排水関係をしっかりとし地元迷惑を掛けないとの話をいただきました。周囲は市道、河川、県道に囲まれており、境界は国土調査も終わっており、問題ないと思われま

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。  
どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。  
お諮りいたします。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われる農業委員さんは挙手を願います。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員でございます。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書9ページをご覧ください。

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)の決定について、審議を依頼されたものです。公告予定年月日は、令和5年10月10日となっております。

1ページめくっていただきまして、10ページ、農用地利用集積計画ですが、利用権設定につきましては、新規14件47,847.00㎡、更新10件31,089.64㎡、計24件78,936.64㎡となっております。所有権につきましては、今月はありませんでした。

今月の利用権設定の農用地利用集積計画につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《細川委員》

133番と134番について説明します。133番は更新でございますので、別段問題ないと思います。134番、◇◇◇◇さんが◇◇◇◇さんに手伝ってもらって今年まで米作りをされていたんですが、しんどくなって来年から◇◇◇◇さんに頼んだところ、田んぼをしてやるということで話がまとまったそうです。◇◇◇◇さんも◇◇◇◇さんも70を過ぎていますが、元気に農業、米作りをされていますので問題ないと思います。

《山口委員》

135番について説明します。これは更新でありまして、◇◇◇◇さん、元気で熱心に担い手でもあり、田んぼを作っております。問題はないと思います。

《氏原委員》

136番、137番について説明いたします。136番、137番は更新であります。設定を受ける◇◇◇◇さんは真面目に農業に取り組んでおり、今までどおり耕作するということになり、問題ありません。次に138番について説明いたします。設定を受ける◇◇◇◇さんは真面目に農業に取り組んでおり、今までどおり耕作するというのでありますので、問題ありません。

《森委員》

139番ですが、水稻の更新でございますので何ら問題ないと思います。140番ですが、これも作物は水稻ですが、◇◇◇◇である◇◇◇◇さんは農業をしていませんので、◇◇◇◇にお願いしたということです。何ら問題ないと思います。

《赤松利彦委員》

141番と142番、◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんが高齢のため◇◇◇◇さんが新



規に賃貸借権設定、問題ないと考えます。143番は更新です。問題ないと考えます。

《富永委員》

144番について説明します。これは利用権設定の賃貸借権のものです。更新ですので問題ないと思います。◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作されているわけですが、まだ若く問題はないと思います。

《黒田委員》

失礼します、145番でございます。更新案件でございます。利用権の設定を受けらる◇◇◇◇さんは、まだ年も比較的農業者にしては若く、熱心に毎日農業をやっていらっしゃる方ですので、何ら問題ないと考えます。

《瀧水委員》

146番について説明いたします。若い経営者、◇◇◇◇さんが引き続き◇◇◇◇さんから農地を借りまして経営するというので、何ら問題はございません。

《島山委員》

147番から151番について説明いたします。すべて新規の案件で、一括方式農用地利用集積計画により、使用貸借権の設定です。◇◇◇◇さんはじめ5名の方々は、全て◇◇◇◇が耕作することになりました。5名の皆さんの全て◇◇◇◇です。今までどおり耕作するというので、何ら問題ないと思われま

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。  
どなたかご意見はございませんか。はい、黒田委員。

《黒田委員》

質問ですが、稲作地帯の借地料なんかの常識はだいたい覚えているつもりなんです、先程柑橘が出ておりましたが、1万円以下の、数千円というのがあったので、これは本当に間違いのない金額ですか？5千円とか3千円とかいうので、びっくりしたのですが、こういうものなのですか？

《中島次長》

はい、金額的には間違っはございません。妥当なところの判断は、それぞれの当事者同士の話ですので、その辺については、本人同士が納得されているということでご理解いただけたらと思います。

《黒田委員》

私は農業委員も最後になりますので、田んぼの場合ですね、できる田んぼのお米は、良くて400kgから500kgの間、それ以上とれるわけありませんが、やっぱりもうちょっと値段が高い。おみかんの場合はその10倍ぐらいえらい人はとられる。5t位と

る人もあると聞くんですが。その割には、みかんの場合は借地料というのはこんなに安いのか、という。常識を改めんといけん、という。人との話の中でもそういうことを聞かれた時には、答えやすいと思ったんです。

《 会 長 》

現在ではですね、水稻栽培につきましても、貸しとる人が耕作をしてもらう人に逆にお金を払う。それで田んぼを維持してもらうこともございますし。みかんについても、親戚関係やったらただでもええわいというところもありますし、もう千差万別です。やっぱ田んぼとして維持する、畑として維持するという方が価値があると思ったら、作業料払ってでも維持してもらったほうが良いのかなという考えもできてきますので。それはもう、その本人同士の話ということになるかと思えます。それが妥当かというところでですね、どっちに重きを置くかなんですけども、それはちょっと分かりませんが。他にございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 員 )

《 会 長 》

はい。挙手全委員であります。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第4号農地中間管理事業の推進にかかる法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。

議案書17ページをご覧ください。議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について、審議を依頼されたものです。

本計画（案）の農地は、平成30年7月豪雨災害により被災した吉田地域の柑橘園地の復旧を図るため、愛媛県が実施主体となり、国補助事業の農地中間管理機構関連農地整備事業を活用して令和2年4月に事業着手した「再編復旧玉津地区」における区画整理工事の予定園地であります。

当該農地は、令和4年12月1日の審議、この時の審議内容は、事業の申請段階の「担い手集積計画」を、実際の工事着手段階で事業区域外の周辺の農地の耕作状況を考慮して、より耕作しやすいように計画を変更とする、ということについての審議でしたが、その変更の結果、表中左端の「権利を移転する者」に公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から貸付されることとなっております。

その後、この変更後の「担い手集積計画」に錯誤が発見されたため、本議案のとおり、「権利の移転を受ける者」へ権利を移転しようとするものです。権利の移転を受ける者は機構が定める条件を満たした担い手であり、配分計画を変更する事に問題はない、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《山本豊紀委員》

はい。本件の権利を受ける者、◇◇◇◇君。彼は若手のホープで、地元でも非常に期待をされておるぐらい熱心な、熱心に農業に取り組んでる人間でございまして、全く問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第4号農地中間管理事業の推進にかかる法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 員 )

《 会 長 》

はい。挙手全委員であります。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第5号宇和島市農業委員会運営委員会に関する規程の一部改正について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。

議案書18ページをご覧ください。議案第5号宇和島市農業委員会運営委員会に関する規程の一部改正について、でございます。お手元に配付の資料をご参照ください。

現在の規定で、運営委員会の構成人員は会長、会長職務代理者、農業委員会が指名する委員8人、となっております。この8人の委員は、運用上、旧市町の農業委員からそれぞれ2名を選出していただいております。

今年度の農業委員・農地利用最適化推進委員の改選に伴う女性委員さんとの協議の中で、運営委員会に女性委員も参加できればいいのではないかと、との意見があり、改選に伴う手続きと併せて運営委員会で協議いただいた結果、現在の規定である8人を10人以内と改正することで、旧市町から選出された委員の中に女性委員が含まれていれば8人そのままの人数とし、含まれていなければ別に女性委員を指名することで、最大10人とできるよう、規定の一部を改正すれば良いのではないかと、との意見を受け、そのように改正しようとするものです。改正は令和5年11月1日から適用したいと考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第5号宇和島市農業委員会運営委員会に関する規程の一部改正について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 員 )

《 会 長 》

はい。挙手全委員であります。よって議案第5号は原案のとおり承認することと決定いたします。

これからは会の運営にもですね、女性委員さんが入っていただきますので。権利と義務じゃないですが、当然そういうふうに関与に口を出せる立場になるということでございまして、これからの会の行事にも積極的に、これまで以上に参加をしていただくということを切望しております。

以上で令和5年10月定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

---

議事録署名人

---

議事録署名人

---